



## おばんざい

### トリビア栄養士の 後期高齢者退院時栄養・食事加算って何？

平成20年4月の診療報酬の見直しで新たに出来た栄養指導で180点です。

#### 目的

入院中に行われている栄養管理が退院後においても継続的に行えるようにするため、退院時に管理栄養士が退院後の食事管理について患者または家族等に対して行う指導や情報提供のこと。

#### どんな患者さんが対象か？

1. 75歳以上
2. 栄養管理実施加算が算定されている
3. 経口摂取していること
4. 低栄養状態にあるもの(以下のいずれかに該当する者)
  - ・アルブミンが概ね3.5 g /dl以下
  - ・BMIが概ね18.5未満
  - ・医師が低栄養状態にあると認めた者
5. 在宅等へ退院する患者

#### 具体的な指導内容

医師の指示の下、概ね15分指導を行い、必要な情報を文書で提供する。

- ・食事の質、量、回数等
- ・摂食・嚥下機能に合わせた形態等
- ・禁忌食品(アレルギー等)
- ・水分補給など

#### トリビア栄養士のひとりごと

入院時に後期高齢者退院時栄養指導の対象とした患者でも、入院中に栄養状態が改善したり、自宅へ退院予定のはずがグループホームへ入所になったりと、指導しても食事加算にならない場合があった。ただ、患者さんの受けはよく非常に感謝された。今までなら、指導加算のとれない食種の患者さんには指導に行っておらず、常食なのに私にだけ来てくれたと思われたようだ。高齢者は独居が多く、家では前日の残り物を食べる人が多いようだ。病院食を栄養のバランスのとれた食事として参考にしていた。

厚生労働省のねらいは、健康保険を使わせないために、病院に再入院しないように指導せよと言うことだと思う。しかし、一回の指導で退院後もバランスのとれた食生活が送れるとは考えにくい。配食サービスを家族が頼んでる家もあるが、高齢者と一緒に食事をする機会は少ないようだ。

栄養管理も大事ではあるが、高齢者の人とのふれあいのを増やし心の健康・安心を得ることも重要だと思う。



